

保護者の皆様へ

光が丘第八保育園をはじめ区立保育園3施設を民間委託し、さらに保育サービスを充実していきます。

区では、多様な保育ニーズに対応し、充実した保育サービスを提供するため、現在59か所の区立保育園のうち、3か所について平成18年度までに民間委託を実施します。民間活力の導入により、午後8時半までの延長保育や休日保育などを実施します。

練馬区の認可保育所は現在、区が運営する区立保育園が59か所、社会福祉法人や宗教法人などが運営する私立保育園が18か所あります。

これまで、区では待機児の解消に向けて定員枠の拡大や分園の開設を行うとともに、区民の多様な保育需要に応えていくため、延長保育やゼロ歳児保育の実施を進めてきました。また、認証保育所など認可外の保育所開設や運営について助成を行うなど、さまざまな事業展開を図ってきました。

しかし、依然として減らない待機児（本年4月1日現在223名）、ますます多様になる保育需要に対し、限られた財源のなかで、サービス拡充を図ることには限界があります。そこで、区立保育園の運営に民間活力を導入し、効率的な運営を行うことによって、保育サービスのさらなる充実を図ることとしました。

今回の区立保育園の委託は、昨年策定した練馬区の「新行政改革プラン」の一環として実施するものです。

光が丘第八保育園など3か所に民間活力を導入

光が丘第八保育園は平成17年4月から、他の2か所である向山保育園と石神井町つつじ保育園は平成18年4月に民間委託を予定しています。

この3つの施設は、施設状況や施設規模、交通利便性など、多様な保育サービスを実施する上で効果が期待でき、条件が整っている保育園として選定しました。

午後8時半までの延長保育や休日保育などを実施

委託する3園で新たに実施する保育サービスは、まず、朝7時からの保育の受け入れ（現行は7時半から）と、夜8時半までの延長保育（現行、光が丘第八と向山保育園は午後7時半まで、石神井町つつじ保育園は午後6時半まで）の実施です。

また、休日保育（日曜日や祝日の保育）や一時保育も、施設改修など条件を整えながら、実施の予定です。更なる定員枠の拡大なども実施に向けて検討していきます。

受託事業者の選定はプロポーザル方式で

受託事業者は区内ですでに活動している社会福祉法人を含め広く公募する予定です。選定方法は、プロポーザル方式を採用し、コスト面にとどまらず、保育に対する考え方や職員体制、サービスの特色等も含め、総合評価を行い、応募者のうち、実績があり、適切かつ良好な運営ができると認められる事業者を選定します。

委託後も「区立保育園」に変わりはありません。

保護者の皆さんの中には、委託化について不安感を抱かれる方もいらっしゃると思いますが、委託する保育園については、運営業務を委託するものであり、引き続き区立保育園であることに変わりありません。

区は、事業者との委託契約に基づき、運営状況について十分なチェックを行い、適正な運営を確保するため、必要な指導監督を行っていきます。区立保育園である以上、保育の責任は当然練馬区が負います。

さらに、委託園においては、委託後、保護者・受託事業者・区の三者による運営協議会を設け、常に、委託状況をチェックし、評価を行える体制を整えたいと考えています。また、委託園では運営状況や保育サービスの内容について第三者評価を実施していきます。

委託されたからといって保育料が上がることはありません。

保育園の運営が民間に委託されても、区立保育園に変わりはありませんので、保育料は他の区立保育園と変わりません。延長保育の拡大や休日保育などは新しいサービスになりますので、新たに利用料を負担していただきます。その際の負担額は受託事業者が勝手に決めるものではなく、あくまで区が、適切な水準を議会に諮りながら決めていきます。

委託開始の前には必ず引き継ぎ期間を設けます

光が丘第八保育園は平成17年4月から、向山保育園と石神井町つつじ保育園は平成18年4月から、運営を民間委託する予定ですが、それぞれ委託開始の前、ほぼ2ヶ月から3ヶ月間は「引継ぎ期間」として、受託する事業者には職員を派遣してもらい、保育の継続性を維持していく考えです。

できるだけお子さんたちの負担が軽減されるよう努めてまいります。

今後とも、保護者の皆様には、保育園の民間委託に関し十分な情報提供を行ってまいります。

練馬区児童青少年部保育課

練馬区役所本庁舎10階 電話03(3993)1111(代表)